

結城市週休2日制促進工事実施要項

(趣旨)

第1条 この告示は、建設業界における担い手確保のための取組の一環として、休暇の拡大を促進するために結城市が発注等をする週休2日制促進工事（以下「週休2日促進工事」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日制 次条に規定する完全週休2日制又は4週8休制いずれかの形式により施工することをいう。
- (2) 現場閉所日 あらかじめ定めた現場の休工日をいう。
- (3) 現場 工事目的物を設置する現場をいい、工場製作としての現場を除く。
- (4) 休工日 通行規制に伴う交通誘導作業や現場の安全確認のための見回り等現場管理に必要な作業を除き、工事の一部を請け負う第三者（以下「下請企業等」という。）も含め終日一切の現場作業（現場事務所での事務作業を含む。以下同じ。）を行わない日をいう。ただし、緊急対応のための工事で、あらかじめ定めた休工日であっても発注者の指示による作業を行った場合は、休工日とみなす。
- (5) 経費補正等基準 週休2日制での施工を設計図書に位置付けて施工する場合に適用する積算基準（各種経費の補正基準を含む。）をいう。

(施工の形式)

第3条 施工の形式は、次に掲げる形式とする。

- (1) 完全週休2日制 次のとおりとする。
 - ア 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止とした期間及び夏季・年末年始休暇期間は除く。
 - イ 現場閉所対象日 次のとおりとする。
 - (ア) 対象期間における全ての土曜日及び日曜日とする。
 - (イ) (ア) の規定にかかわらず、受注者の都合により土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合は、事前に監督員と協議の上、振替現場閉所日を設定することとする。この場合において、振替現場閉所日は、同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。
- (2) 4週8休制 次のとおりとする。
 - ア 対象期間 前号アに同じ
 - イ 現場閉所対象日 次のとおりとする。
 - (ア) 対象期間の月単位で28.5%（2/7）の現場閉所日とする。この場合において、月とは、対象期間内の月の最初の日曜日から、最後の日曜日が属する週の土曜日までをいう。
 - (イ) 受注者の都合により第6条の規定により設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合は、受注者は、事前に監督員と協議の上、振替現場閉所日を設定することとする。この場合において、振替現場閉所日は、現場閉所日と同じ月単位の

範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあっては、翌月の第1週内に設けることも可とする。

(週休2日促進工事の対象)

第4条 現場作業を行う期間が1か月以上と想定される工事は、原則全てを週休2日促進工事の対象とする。ただし、やむを得ない事由により、週休2日促進工事を適用できないと発注者が判断する工事は対象外とする。

(週休2日促進工事の発注方式)

第5条 週休2日促進工事は、発注者が指定する方式（以下「発注者指定型」という。）により発注するものとする。

- 2 発注に際しては、特記仕様書に発注者指定型である旨を明示することとする。
- 3 契約後、受注者の希望に基づき、完全週休2日制又は4週8休制のいずれかの形式を受発注者協議により決定することとする。ただし、形式決定後の変更はできないものとする。
- 4 発注時の予定価格算定に当たっては、別に定める経費補正等基準により経費補正等を行うこととする。

(実施工程の作成)

第6条 前条に規定する方式により発注を受けた週休2日促進工事のうち、受発注者協議により週休2日制での施工が決定した工事の受注者（以下「週休2日制施工受注者」という。）は、工事着手までに、週休2日制で施工するための実施工程を作成し、監督員と協議することとする。

- 2 週休2日制施工受注者は、前条第3項の受発注者協議の結果、完全週休2日制を適用する場合は現場閉所日を対象期間の土曜日及び日曜日に設定するものとし、4週8休制を適用する場合は対象期間の月単位で28.5%（2/7）の現場閉所日を設定するものとする。

(工期の延長)

第7条 週休2日制施工受注者は、前条の規定により実施工程を作成した結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明したときは、建設工事請負契約に基づく工期の延長を請求することができる。

(週休2日制施工受注者の取組事項)

第8条 週休2日制施工受注者は、週休2日制による施工について、下請企業等に説明を行った上で実施することとする。

- 2 週休2日制施工受注者は、茨城県が定める土木工事保安対策技術指針（昭和51年1月12日施行）に基づき設置する標示板及び工事説明看板に、週休2日制で施工することを標示することとする。
- 3 週休2日制施工受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対して提示し、工事完成通知書の提出までに全ての現場閉所の実績について確認を受けることとする。
 - (1) 工事現場の労働者の勤務状況が確認できる書類（月間・週間工程表、作業日報等）
 - (2) 下請企業等の労働者の場合は、当該工事における当該下請企業等の作業期間及び内容等が確認できる書類（作業日報等）
 - (3) 月単位で現場閉所日の割合が確認できる書類（4週8休制のみ、前2号に基づき現

場閉所日を集計した資料等)

(発注者の配慮)

第9条 発注者は、週休2日制施工受注者が週休2日促進工事を円滑に実施できるよう、次の各号に配慮することとする。

- (1) 第6条で定める実施工による工事実施を妨げるような指示等を行わないこと。
- (2) 第7条で定める週休2日制施工受注者からの工期の延長変更の請求に対して柔軟に対応すること。
- (3) 週休2日制施工受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応すること。

(工事成績評定等)

第10条 週休2日促進工事を通じ実施された休暇拡大に向けた週休2日制施工受注者の取組について、別に定める工事成績評定において評価することとする。

付 則

この告示は、令和8年1月1日以後に起工決議する工事から施行する。